

肝付町会計年度任用職員登録受付について

肝付町では、令和3年4月から任用を予定している会計年度任用職員を募集しております。それに伴い、下記のとおり任用登録の受付を行います。登録者の中から、条件に合う方を選考し、会計年度任用職員として任用します。

※登録されても、必ず任用されるとは限りません。また登録後に連絡がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。任用の対象となった方のみにご連絡いたします。

①登録方法

『会計年度任用職員登録申請書』に必要事項を記入し、写真貼付のうえ下記提出先に持参又は郵送してください。なお、町から登録した旨のお知らせは行いませんのでご了承ください。

※『会計年度任用職員登録申請書』は、町のホームページからダウンロードされるか、肝付町役場総務課・内之浦総合支所町民生活課・岸良出張所でお受け取りください。

※町では、障がいのある方の雇用に取り組んでいます。上記申請書を提出される際に、障害者手帳や療育手帳の写しを添付してください。

②登録受付期間及び有効期間

令和3年1月4日(月)～令和3年1月22日(金)(郵送の場合消印有効)

※受付期間を過ぎた場合でも登録は可能ですが、令和3年4月から任用者の選考については、期間内の登録者から優先して行います。なお、登録の有効期間は、令和3年度末までとなります。

③登録対象となる職種

対象となる職種については、別表をご覧ください。職種によっては、特定の資格、免許が必要となる場合がありますのでご注意ください。

④登録要件

次の要件を満たす方に限りま

す。

- (1) 募集職種の資格要件等(別表参照)を満たす方

- (2) 職務遂行上支障をきたさない良好な健康状態を有している方
- (3) 次の地方公務員法第16条各号のいずれにも該当していない方

※禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※肝付町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑤選考方法

登録された方の中から、書類選考を行います。なお職種により面接を行う場合があります。

⑥任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1会計年度以内です。

※原則として任用後1か月間は条件付採用(1か月間を良好な成績で勤務した時に正式に採用)となります。

⑦休暇・休日

勤務条件に応じて、町の規則により年次有給休暇を付与します。又、町の規則に基づき特別休暇(有給又は無給)が取得可能です。なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日となります。

⑧報酬等

- (1) 報酬
別表をご覧ください。

- (2) 期末手当

一定の要件を満たす方に対し支給されます。(6月及び12月)

⑨福利厚生

勤務形態により健康保険(協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等)に加入します。

⑩服務

地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。

⑪問合せ及び提出先

- (1) 登録方法等に関する問合せ及び申請書の提出先

〒893-11207

鹿児島県肝付郡肝付町新富98番地

肝付町役場 総務課 行政係

☎0994(65)2511

※申請書の受け取り及び提出先は、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所でも可

- (2) 各職種の業務内容等に関する問合せ

別表に記載の各担当課